

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
新旧対照条文

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ロ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ロ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ロ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ロ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の</p>

(四)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ニ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ホ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ヘ)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。）に係る間口率（法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。）の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ヘ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項

(四)項に掲げる図書を、法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ニ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ホ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ヘ)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。）に係る間口率（法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。）の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ヘ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項

(ハ) 法第五十二条第八項第	(ホ) 室内仕上げ表	(ニ) 使用建築材料表	(ハ) ~ (イ) 略	図書の種類	<p>一 並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ハ)項、(ト)項、(リ)項、(ル)項又は(ロ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。</p>
縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第	令第二百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	建築基準法施行令(以下「令」という。)第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げ(以下単に「内装の仕上げ」という。)に用いる建築材料の種類並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積	略	明示すべき事項	

(ハ) 法第五十二条第七項第	(ホ) 室内仕上げ表	(ニ) 使用建築材料表	(ハ) ~ (イ) 略	図書の種類	<p>一 及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ハ)項、(ト)項、(リ)項、(ル)項又は(ロ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。</p>
縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第	建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	令第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げ(以下単に「内装の仕上げ」という。)に用いる建築材料の種類並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積	略	明示すべき事項	

<p>二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図</p>	<p>八項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置</p>	<p>(と)</p> <p>道路の配置図</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第九項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長</p>	<p>(を) ~ (ち)</p> <p>略</p>	<p>略</p>
---	---	--------------------------	---	---------------------------	----------

二・三 (略)

2 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の五第三項、第六十七条の二第四項、第六十八条第四項及び第八十六条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

3| 法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築

<p>二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図</p>	<p>七項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置</p>	<p>(と)</p> <p>道路の配置図</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第八項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長</p>	<p>(を) ~ (ち)</p> <p>略</p>	<p>略</p>
---	---	--------------------------	---	---------------------------	----------

二・三 (略)

2 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の二第三項、第六十七条の二第四項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項の表一(イ)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

4| 法第八十六条の八第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は同条第三項の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

5| 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項に規定する図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とする。

6| (略)

7| 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第五項又は前

3| 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項に規定する図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とする。

4| (略)

5| 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項

項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の第三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三 (略)

表一・二 (略)

- 8| 法第八十七条の二の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第六項の表の(イ)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

- 9| 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認定型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

- 二 認定型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式部材等に係る認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲

、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の第三第一項第二号に掲げる建築物に係る確認の申請書法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下この条において「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三 (略)

表一・二 (略)

- 6| 法第八十七条の二の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第四項の表の(イ)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

- 7| 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認定型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

- 二 認定型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式部材等に係る認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(イ)欄に掲

げる建築設備の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(に)欄に掲げる図書については(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(一)	(二)	(三)
(い)	換気設備	非常用の照明装置	給水タンク又は貯水タンク
(ろ)	第一項の表三の十九項(ろ)欄及び第六項の表の(五)項(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表三の十九項(ろ)欄及び第六項の表の(九)項(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表三の十九項(ろ)欄及び第六項の表の(十)項(ろ)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
(は)	略	略	略
(に)	略	略	略
(ほ)	略	略	略

げる建築設備の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(に)欄に掲げる図書については(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(一)	(二)	(三)
(い)	換気設備	非常用の照明装置	給水タンク又は貯水タンク
(ろ)	第一項の表三の十九項(ろ)欄及び第四項の表の(五)項(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表三の十九項(ろ)欄及び第四項の表の(九)項(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表三の十九項(ろ)欄及び第四項の表の(十)項(ろ)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)
(は)	略	略	略
(に)	略	略	略
(ほ)	略	略	略

(七)	(六)	(五)	(四)
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	冷却塔設備
第一項の表三の十九項(3)欄及び	第一項の表三の十九項(3)欄及び第六項の表の(二)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の十九項(3)欄及び第六項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)	第一項の表三の十九項(3)欄及び第六項の表の十二項(3)欄に掲げる図書
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

(七)	(六)	(五)	(四)
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	冷却塔設備
第一項の表三の十九項(3)欄及び	第一項の表三の十九項(3)欄及び第四項の表の(二)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の十九項(3)欄及び第四項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)	第一項の表三の十九項(3)欄及び第四項の表の十二項(3)欄に掲げる図書
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

	第六項の表の十 三項(ろ)欄に掲げる 図書		<p>10 第一項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を同項又は第五項の申請書に添える場合においては、第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該図書に明示することを要しない。</p> <p>11 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合(第十三項に掲げる場合を除く。)においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合</p> <p>イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未満である場合。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指</p>
	第四項の表の十 三項(ろ)欄に掲げる 図書	<p>8 第一項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を第一項又は第三項の申請書に添える場合においては、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該図書に明示することを要しない。</p> <p>9 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合(第十一項に掲げる場合を除く。)においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合</p> <p>イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未満である場合。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指</p>	

定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の条例。以下この条並びに第十条の二十三第七項及び第九項において同じ。）で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満である場合とする。

ロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

ハ（略）

三（略）

12| 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の第二項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一（三）（略）

13| 申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外

定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の規則。以下この条において同じ。）で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満である場合とする。

ロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

ハ（略）

三（略）

10| 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の第二項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一（三）（略）

11| 申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外

の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。

ニ 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

三・四 (略)

の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。

ニ 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル(都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

三・四 (略)

14| 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地に整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

15| 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一〇三（略）

16| 申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第六項までの規定に定めるもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

12| 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第五十三条第一項、流通業務市街地に整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

13| 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この項において単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一〇三（略）

14| 申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この項において単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

17| 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第五項、第六項又は第八項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

18| 申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第五項の規定にかかわらず、規則で、第一項の表一の㊦項に掲げる図書、同項の表二の㊧項及び㊨項並びに同項の表三の㊩項の構造計算の計算書並びに同表の㊪項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

19| 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合
変更に係る部分の申請書（第一項又は第五項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第五号様式に、第八項の規定による確認の

15| 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第三項、第四項又は第六項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

16| 申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合においては、特定行政庁は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、規則で、第一項の表一の㊦項に掲げる図書、同項の表二の㊧項及び㊨項並びに同項の表三の㊩項の構造計算の計算書並びに同表の㊪項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

17| 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合
変更に係る部分の申請書（第一項又は第三項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第五号様式に、第六項の規定による確認の

申請書にあつては第一面が別記第六号様式によるもの。次号において同じ。)及びその添付図書

二 (略)

20 申請に係る建築物が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該図書についてはこれを添えることを要しない。

(確認済証等の様式)

第二条 法第六条第四項(法第八十七条第一項又は法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付は、別記第七号様式による確認済証に前条の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

2 法第六条第五項(法第八十七条第一項又は法第八十七条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第八号様式による通知書に前条の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

申請書にあつては第一面が別記第六号様式によるもの。次号において同じ。)及びその添付図書

二 (略)

第二条 法第六条第四項(法第八十七条第一項又は法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付は、別記第七号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

2 法第六条第五項(法第八十七条第一項又は法第八十七条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第八号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第四号様式（昇降機用））による正本及び副本に、それぞれ、次の表一に掲げる図書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、第一条の三第八項の表の昇降機の項に掲げる図書）を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(イ)欄各項に該当する工作物についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

表一・二 (略)

2 (略)

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第一項から第六項までに規定する図書及び書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに第一項の表一に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に明示した場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）又は第一条の三第八項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、第一項の表二の(イ)欄各項に該当する工作物については同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号様式（昇降機用））による正本及び副本に、それぞれ、次の表一に掲げる図書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書）を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(イ)欄各項に該当する工作物についてはそれぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

表一・二 (略)

2 (略)

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第一項から第四項までに規定する図書及び書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに第一項の表一に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に明示した場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）又は第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、第一項の表二の(イ)欄各項に該当する工作物については同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図

書を添えたものとする。この場合においては、当該正本に工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

4～9 （略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。

一～六 （略）

七 用途の変更（令第三百三十七条の十七で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

八～十一 （略）

十二 天井の高さの変更（居室の場合にあつては二・一メートル（学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては三メートル）を下回らないものに限る。）

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、第一条の三第八項の表の昇降機の項の構造詳細図及び同表の昇降機以外の建築設備の項の構造詳細図における構造又は材料において、耐火構造

書を添えたものとする。この場合においては、当該正本に工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

4～9 （略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。

一～六 （略）

七 用途の変更（令第三百三十七条の九の二で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

八～十一 （略）

十二 天井の高さの変更（居室の場合にあつては二・一メートル（学校（専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては三メートル）を下回らないものに限る。）

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、第一条の三第六項の表の昇降機の項の構造詳細図及び同表の昇降機以外の建築設備の項の構造詳細図における構造又は材料において、耐火構造

又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするものとする。

3・4 (略)

(建築物に関する検査の特例)

第四条の十五 法第七条の五に規定する建築物の建築の工事であることの確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第七条又は法第七条の三の規定を適用する場合 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第四項の規定による報告を求める。
- 二 法第七条の二又は法第七条の四の規定を適用する場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書並びに同号ロ及びハに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

第四条の二十 (略)

2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条及び第六条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資

又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするものとする。

3・4 (略)

(建築物に関する検査の特例)

第四条の十五 法第七条の五に規定する建築物の建築の工事であることの確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第七条又は法第七条の三の規定を適用する場合 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第三項の規定による報告を求める。
- 二 法第七条の二又は法第七条の四の規定を適用する場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書及び同号ロに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

第四条の二十 (略)

2 法第十二条第二項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条及び第六条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資

格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一〇三 (略)

3 法第十二条第三項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一〇三 (略)

(建築物の定期報告)

第五条 法第十二条第一項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第一項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。)に係る建築物について、建築主が法第七条第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。))又は法第七条の二第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一〇三 (略)

3 法第十二条第二項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一〇三 (略)

(定期報告)

第五条 法第十二条第一項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第一項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。)に係る建築物について、建築主が法第七条第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。))又は法第七条の二第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

2 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により同様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

3 法第十二条第一項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、三年以内ごとに行うものとする。

2 法第十八条第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超え

2 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により同様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

3 法第十二条第一項の規定による報告は、報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

第六条 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超え

るものに限る。)又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下この条において「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年までの間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

2 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、建築設備等(昇降機を除く。)にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式又は別記第三十六号の四様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

3 法第十二条第三項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)

るものに限る。)又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下この条において「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年までの間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第二項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

2 法第十二条第二項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の三様式による報告書に、建築設備等(昇降機を除く。)にあつては別記第三十六号の四様式による報告書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式又は別記第三十六号の四様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

3 法第十二条第二項の規定による報告は、報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

は、一年以内ごとに行うものとする。

2 法第十八条第七項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三 法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分の概要書（以下この項において「処分概要書」という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第四号様式による申請書の第二面並びに別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものを除く。）及び別記第三十六号の四の二様式

（台帳の記載事項等）

第六条の二 法第十二条第五項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式の建築計画概要書（第三面を除く。）及び別記第三十七号様式による建築基準法令による処分の概要書（以下この項において「処分概要書」という。）に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日、法第十二条第一項の報告その他特定行政庁が必要と認める事項

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第四号様式による申請書の第二面及び処分概要書に記載すべき事項

による定期検査報告概要書並びに処分概要書に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日その他の特定行政庁が必要と認める事項

三 工作物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号様式（昇降機））又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては別記第十一号様式による申請書第二面、別記第三十六号の三の様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものに限る。）及び処分概要書に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日その他の特定行政庁が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第七項に規定する台帳への記載に代えることができる。

3 法第十二条第七項に規定する台帳（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

4 （略）

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日、法第十二条第二項の報告その他の特定行政庁が必要と認める事項

三 工作物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号様式（昇降機））又は法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては別記第十一号様式による申請書第二面及び処分概要書に記載すべき事項

ロ 申請書の受付年月日、指定確認検査機関からの報告受理年月日、法第十二条第一項及び第二項（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に限る。）の報告その他の特定行政庁が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第五項に規定する台帳への記載に代えることができる。

3 法第十二条第五項に規定する台帳（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

4 （略）

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の二第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。))による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の二第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第四項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。))による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

255 (略)

(建ぺい率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)

第十条の四の三 令第三百三十五条の十九第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

(特例容積率の限度の指定の申請等)

第十条の四の四 法第五十七条の二第一項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の三様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

(略)

二 (略)

三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第三百三十五条の二十一に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 (略)

2・3 (略)

(特例容積率の限度の指定に関する公告事項等)

255 (略)

(特例容積率の限度の指定の申請等)

第十条の四の三 法第五十二条の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の三様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

(略)

二 (略)

三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第三百三十五条の四の七に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 (略)

2・3 (略)

(特例容積率の限度の指定に関する公告事項等)

第十条の四の五 法第五十七条の二第四項の国土交通省令で定める公告事項は、公告に係る特例容積率の限度等を縦覧に供する場所とする。

2 法第五十七条の二第四項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条第一項第二号の計画書に記載すべき事項とする。

(特例容積率の限度の指定に係る公告の方法)

第十条の四の六 法第五十七条の二第四項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

(指定の取消しの申請等)

第十条の四の七 法第五十七条の三第二項の指定の取消し(以下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第四十九号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 取消対象敷地について所有権及び借地権(法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。)を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の二十二に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三 (略)

2・3 (略)

第十条の四の四 法第五十二条の二第四項の国土交通省令で定める公告事項は、公告に係る特例容積率の限度等を縦覧に供する場所とする。

2 法第五十二条の二第四項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条第一項第二号の計画書に記載すべき事項とする。

(特例容積率の限度の指定に係る公告の方法)

第十条の四の五 法第五十二条の二第四項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

(指定の取消しの申請等)

第十条の四の六 法第五十二条の三第二項の規定による指定の取消し(以下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第四十九号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 取消対象敷地について所有権及び借地権を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の四の八に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三 (略)

2・3 (略)

(指定の取消しに係る公告の方法)

第十条の四の八 法第五十七条の第三項の規定による公告については、
第十条の四の六の規定を準用する。

第十条の五 削除

(認証型式部材等に関する検査の特例)

第十条の五の十六 法第六十八条の二十第二項(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しくは第九項の規定による検査 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書並びに同号ロ及びハに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により

(指定の取消しに係る公告の方法)

第十条の四の七 法第五十二条の第三項の規定による公告については、
第十条の四の五の規定を準用する。

(建ぺい率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)

第十条の五 令第三百三十五条の四の九の国土交通省令で定める建築設備は、
かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

(認証型式部材等に関する検査の特例)

第十条の五の十六 法第六十八条の二十第二項(法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しくは第九項の規定による検査 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第三項の規定による報告を求める。

二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書及び同号ロに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する

照会する。

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

一 構造方法又は建築材料（以下「構造方法等」という。）の概要を記載した図書

二・三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関（以下単に「指定性能評価機関」という。）又は法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関（以下単に「承認性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項の申請書に添える場合にあつては、同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

(構造方法等の認定書の通知等)

第十条の五の二十二 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

一 構造方法又は建築材料（以下この条において「構造方法等」という。）の概要を記載した図書

二・三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、指定性能評価機関又は承認性能評価機関（外国において事業を行う者が申請する場合に限る。）が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項の申請書に添える場合にあつては、同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

(構造方法等の認定書の通知等)

第十条の五の二十二 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所

二 四 (略)

五 認定に係る性能評価を行った指定性能評価機関又は承認性能評価機

関の名称 (国土交通大臣が性能評価を行った場合にあつては、その旨

)

2 (略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲

一 認定を受けた者の氏名又は名称

二 四 (略)

2 (略)

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲

		(イ)	
各階平面図		略	図書の種類
縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構造及び幅員	<p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内の建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別（法第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可（一の建築物の建築に係るものに限る。）の申請をする場合を除く。）、申請区域内の建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、申請区域内の建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員並びに申請区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員</p>	略	明示すべき事項

げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

		(イ)	
各階平面図		略	図書の種類
縮尺、方位、外壁の開口部の位置及び構造	<p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内の各建築物の敷地境界線、用途、延べ面積、位置及び構造、申請に係る建築物と申請区域内の他の建築物との別、申請区域内の各建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、申請区域内の各建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員並びに申請区域内に設ける通路の位置、延長及び幅員</p>	略	明示すべき事項

げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

(は)	(ろ)			
道路の配置図	道路に接して有効な部分の配置図	<p>建築物を含む断面図</p> <p>は、隣接する二以上の</p> <p>請をする場合にあって</p> <p>係る認定又は許可の申</p> <p>を成す建築物の建築に</p> <p>定により二以上の構え</p> <p>第一項又は第三項の規</p> <p>断面図（法第八十六条</p>	二面以上の立面図	
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	位置	<p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域</p> <p>内における法第五十二条第八項第二号に規</p> <p>定する空地の面積、道路に接して有効な部</p> <p>分の面積及び位置、申請区域内における工</p> <p>作物の位置並びに申請区域の接する道路の</p> <p>位置</p>	<p>縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物</p> <p>の高さ並びに建築物間の距離（法第八十六</p> <p>条第一項又は第三項の規定による認定又は</p> <p>許可（一の建築物の建築に係るものに限る</p> <p>。の申請をする場合を除く。）</p>	<p>並びに申請区域内の建築物が一の敷地内に</p> <p>あるものとみなされた場合における延焼の</p> <p>おそれのある部分の外壁の構造</p> <p>縮尺、開口部の位置及び構造並びに申請区</p> <p>域内の建築物が一の敷地内にあるものとみ</p> <p>なされた場合における延焼のおそれのある</p> <p>部分の外壁及び軒裏の構造</p>

(は)	(ろ)			
道路の配置図	道路に接して有効な部分の配置図	隣接する二以上の建築物を含む断面図	二面以上の立面図	
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域	位置	<p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域</p> <p>内における法第五十二条第七項第二号に規</p> <p>定する空地の面積、道路に接して有効な部</p> <p>分の面積及び位置、申請区域内における工</p> <p>作物の位置並びに申請区域の接する道路の</p> <p>位置</p>	<p>縮尺、開口部の位置、軒の高さ、建築物の</p> <p>高さ及び各建築物間の距離</p>	<p>並びに申請区域内の各建築物が同一敷地内</p> <p>にあるものとみなされた場合における延焼</p> <p>のおそれのある部分の外壁の構造</p> <p>縮尺、開口部の位置及び構造並びに申請区</p> <p>域内の各建築物が同一敷地内にあるものと</p> <p>みなされた場合における延焼のおそれのあ</p> <p>る部分の外壁及び軒裏の構造</p>

(ほ)	隣地高さ制限適合建築物の配置図	(に)	道路高さ制限適合建築物の配置図	
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における隣地高さ制限適合建築物の位置、申請区域内における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における道路高さ制限適合建築物の位置、申請区域内における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の九の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率	の接する前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第九項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長		
(ほ)	隣地高さ制限適合建築物の配置図	(に)	道路高さ制限適合建築物の配置図	
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における隣地高さ制限適合建築物の位置、申請区域内における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における高低	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における道路高さ制限適合建築物の位置、申請区域内における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置及び幅員、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の九の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率	の接する前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第八項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長		

	(ハ)
<p>区分区域の境界線、申請区域内の隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p>	<p>北側高さ制限適合建築物の配置図</p> <p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における北側高さ制限適合建築物の位置、申請区域内における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線、申請区域内の北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十一の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した</p>
<p>差区分区域の境界線、申請区域内の隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p>	<p>(ハ)</p> <p>北側高さ制限適合建築物の配置図</p> <p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における北側高さ制限適合建築物の位置、申請区域内における擁壁の位置、土地の高低、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における高低差区分区域の境界線、申請区域内の北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ、申請区域の接する道路の位置、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における令第百三十五条の十一の規定により定める位置並びに申請区域内の申請に係る建築物及び申請区域内の北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した</p>

	(と)	
天空率	日影図	<p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における建築物の位置、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における法第五十六条の二第一項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の申請区域の境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの（以下この表において「測定線」という。）、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から一時間ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から一時間ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における当該建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（の区域内にあつては午前九時から午後三</p>
した天空率	(と)	<p>日影図</p> <p>縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域内における各建築物の位置、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における当該各建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における法第五十六条の二第一項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の申請区域の境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの（以下この表において「測定線」という。）、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における当該各建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から一時間ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては午前九時から一時間ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状、申請区域内の各建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における当該各建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（の区域内にあつては午</p>

時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線並びに申請区域内に建築する建築物で同項の規定による対象区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定による対象区域内にあるものの居住の用に供する部分(その部分が、当該建築する建築物に係る法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域に対応する同表(ロ)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に生じさせる日影の形状及び等時間日影線

二〇四 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合にお

前九時から午後三時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線並びに申請区域内に建築する建築物で同項の規定による対象区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定による対象区域内にあるものの居住の用に供する部分(その部分が、当該建築する建築物に係る法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域に対応する同表(ロ)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に生じさせる日影の形状及び等時間日影線

二〇四 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合にお

る同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(3)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(4)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(5)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(6)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(7)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(8)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二・三 (略)

3 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 第一項第一号の表の(1)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(3)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一

る同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(3)項に掲げる図書、同条第八項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(4)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(5)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(6)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(7)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(8)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二・三 (略)

3 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 第一項第一号の表の(1)項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(3)項に掲げる図書、同条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一

項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(イ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影により高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二・三 (略)

4・5 (略)

(対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画)

第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の建築物の位置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項に規定する認定の申請をしようとする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三項又は第四項に規定する許可の申請をしようとする者は別記第六十四号の二様式による計画書に記載するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可に関する公告事項等)

第十条の十九 (略)

項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(イ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影により高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二・三 (略)

4・5 (略)

(対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画)

第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項に規定する認定の申請をしようとする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三項又は第四項に規定する許可の申請をしようとする者は別記第六十四号の二様式による計画書に記載するものとする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定又は許可に関する公告事項等)

第十条の十九 (略)

(一)の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可に係る公告の方法

第十条の二十 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について次の表の(ロ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については(ハ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については(イ)項に

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定又は許可に係る公告の方法)

第十条の二十 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の各建築物について次の表の(ロ)項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第一項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については(ハ)項に掲げる図書、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物につい

(は)	道路に接して有効な部分の配置図	略	(い)	配置図	掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、法第五十六条の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(ロ)項に掲げる図書。ただし、(イ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ヘ)項、(ニ)項又は(ホ)項に掲げる図書は併せて作成することができる。
	縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第八項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内	略	員	明示すべき事項 縮尺、方位、取消対象区域の境界線、取消対象区域内の建築物の敷地境界線及び位置、取消対象区域内の建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、取消対象区域内の建築物の各部分の高さ並びに取消対象区域内の建築物の敷地の接する道路の位置及び幅員	

(は)	道路に接して有効な部分の配置図	略	(い)	配置図	掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、法第五十六条の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(ロ)項に掲げる図書。ただし、(イ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ヘ)項、(ニ)項又は(ホ)項に掲げる図書は併せて作成することができる。
	縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条第七項第二号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内	略	置及び幅員	明示すべき事項 縮尺、方位、取消対象区域の境界線、取消対象区域内の各建築物の敷地境界線及び位置、取消対象区域内の各建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積及び位置、土地の高低、取消対象区域内の各建築物の各部分の高さ並びに取消対象区域内の各建築物の敷地の接する道路の位置及び幅員	

	(に)	
略	道路の配置図	における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置
略	略	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び当該前面道路が接続する法第五十二条第九項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長

二・三 (略)
2・3 (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本並びに別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に、次に掲げる図書で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ハ)項、(ロ)項、(リ)項、(ル)項又は(レ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一 法第六条第一項第四号に掲げる建築物については、第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書

	(に)	
略	道路の配置図	における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置
略	略	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び当該前面道路が接続する法第五十二条第八項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長

二・三 (略)
2・3 (略)

- 二 法第六条第一項第一号に掲げる建築物については、第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書
- 三 法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物については、第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては、同表の(ハ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）
- 四 法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については、第一条の三第一項の表一の(ニ)項に掲げる図書
- 五 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については、第一条の三第一項の表一の(ホ)項に掲げる図書
- 六 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については、第一条の三第一項の表一の(ヘ)項に掲げる図書
- 七 法第五十二条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については、第一条の三第一項の表一の(ト)項に掲げる図書
- 八 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が

適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の(ウ)項に掲げる図書

九 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の(リ)項に掲げる図書

十 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については、第一条の三第一項の表一の(ロ)項に掲げる図書

十一 法第五十六条の二第一項の規定の適用により日影による高さの制限を受ける建築物については、第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書

十二 法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設に係る間口率の制限及び高さの制限を受ける建築物については、第一条の三第一項の表一の(ウ)項に掲げる図書

十三 第一条の三第一項の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物については、それぞれ、同項の表二及び表三の(ウ)欄の当該各項に掲げる図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては、同項の表二の(イ)項、(ロ)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに同項の表三の(イ)項の計算書並びに同表の(ウ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

十四 申請に係る建築物が法第三条第二項（法第八十六条の九第一項に

において準用する場合を含む。）の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面

2| 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の五第三項、第六十七条の二第四項、第六十八条第四項及び第八十六条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

3| 法第六条第一項各号に掲げる建築物の全体計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項各号に掲げる図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに全体計画概要書とする。

4| 法第六条第一項各号に掲げる建築物の全体計画に第一条の三第六項の表の(i)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、同表の(ii)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

5| 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は認証型式部材等を有する建築物に係る申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところ

るによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物に係る申請書 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第七項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物に係る申請書 第一条の三第七項の表二の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ハ)欄に掲げる図書については同表の(ニ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 認定型式部材等を有する建築物に係る申請書 認定型式部材等に係る認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第七項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ロ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

6 第一条の三第一項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を申請書に添える場合においては、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該図書に明示することを要しない。

7 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合（第九項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の第二項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適

合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の様替である場合

二 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合

イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル）未満である場合。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満である場合とする。

ロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

ハ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

8 | 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるも

ののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が一ヘクタール未満である場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

9

申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ 申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、一ヘクタール未満であること。

ロ 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域のうち二以上の区域における申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、当該敷地に係るそれぞれの区域について都市計画法

施行令第十九条の規定により開発行為の許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。

ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル）未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。

ニ 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。

ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。

三 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築又は改築である場合

四 前三号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

10) 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに

該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 前号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

11) 申請に係る建築物の敷地が緑化地域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が都市緑地法第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際に着手していた行為及び増築後の建築物の床面積の合計が当該緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない増築に限る。）、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル（都市緑地法施行令第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第六項若しくは第九項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合

四 前三号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

12 申請に係る建築物の敷地が地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その全体計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物が当該地区計画等緑化率条例に係る都市緑地法施行令第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる適用の除外に関する規定のいずれかに該当するものである場合

二 申請に係る建築物が都市緑地法第四十二条各号に規定する建築物である場合

三 前号に掲げる場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

13 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第三項又は第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

14 申請に係る全体計画が建築士の作成した設計図書によるものである場

合においては、特定行政庁は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、規則で、第一条の三第一項の表一の(ロ)項に掲げる図書、同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

15| 前各項に規定する図書のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するために特に必要があると認めて規則で定める図書を申請書に添えなければならぬ。

16| 前各項の規定により申請書に添えるべき図書のうち二以上の図書の内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書のうち一の図書を申請書に添付し、他の図書の添付を省略することができる。

17| 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

18| 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(全体計画認定の変更の申請等)

第十条の二十四 全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第一項から第十六項までの規

定による添付図書のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 前条第十七項及び第十八項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第十七項及び第十八項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書」とあるのは「添付図書（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第十条の二十五 法第八十六条の八第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条の二第一項各号に掲げる変更
- 二 全体計画認定を受けた全体計画に係る工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

（手数料の額）

第十一条の二の三 （略）

2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合 次のイからハまで

（手数料の額）

第十一条の二の三 （略）

2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項第三号及び第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ 法第二条第九号若しくは第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の五第二項から第四項まで、令第一百二十二条第一項若しくは令第一百四十四条第五項に基づく認定の場合 二十八万円

ロ 令第四十六条第四項の表一の（ハ）項又は第八条の三の規定に基づく認定の場合 七十二万円

ハ 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合 三十七万円

二 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ 次の表の（一）項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表第三（ロ）欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の（ハ）欄に掲げる額の五分の三

ロ 次の表の（二）項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表

<p>第三(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の四分の一</p> <p>ハ 次の表の(三)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 別表第三(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の四分の一</p> <p>ニ 次の表の(一)項及び(二)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 (イ又はロに掲げる場合を除く。) 別表第三(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の五分の四</p> <p>ホ 次の表の(一)項及び(二)項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合 (イ又はハに掲げる場合を除く。) 別表第三(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の五分の四</p> <p>ヘ (二)及び(三)の規定に係る変更をしようとする場合 (ロ又はハに掲げる場合を除く。) 別表第三(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額の五分の九</p>	<p>(一)</p> <p>法第二十条第二号及び第三章(令第五十二条第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、令第七十四条第二項、令第七十五条及び令第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)の規定</p>	<p>(二)</p> <p>法第二十一条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十条の三、法第三章第五節(法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び扉に係る部分並びに法第六十六条を除く。)、法第六十七</p>
--	---	---

条の二第一項（門及び扉に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
 法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条並びに令第二章（令第十九条、令第二十条及び令第三十一条から令第三十五条までを除く。）及び令第五章の四（令第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、令第二百二十九条の二の四第一項及び令第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

三〇五 (略)

3 (略)

4 第二項（第一号を除く。）の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。

5 第三項第四号の規定にかかわらず、既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、第二項第一号イに掲げる認定に係る性能評価については二十六万円、同号ロに掲げる認定に係る性能評価については七十万円、同号ハに掲げる認定に係る性能評価については三十五万円とする。

6・7 (略)

一〇三 (略)

3 (略)

4 第二項の規定は、前項第二号及び第三号に掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。

5・6 (略)

<p>書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものに限る。）</p>	<p>の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「報告対象昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。）の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類並びに別記第三十六号の三の様式による定期検査報告概要書</p>	<p>第六条第二項の報告書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものを除く。）</p>	<p>別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類並びに別</p>
---	---	--	--

<p>書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものに限る。）</p>	<p>の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「報告対象昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。）の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類</p>	<p>第六条第二項の報告書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものを除く。）</p>	<p>別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類</p>	<p>別記第八十四号の四様式</p>
---	--	--	--	--------------------

第十条の四の七第一項の申請書	略	略	略	略	略	略	第十条の二十一第一項の申請書（許可に係るものに限る。）	第十条の二十三の申請書
略	略	略	略	略	略	略	別記第六十七号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面から第六面までによる書類並びに全体計画概要書並びに全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成した第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図	別記第六十七号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面から第六面までによる書類並びに全体計画概要書並びに全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成した第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図

第十条の四の六第一項の申請書	略	略	略	略	略	第十条の二十一第一項の申請書（許可に係るものに限る。）
略	略	略	略	略	略	略
別記第九十号の四様式	別記第九十一号様式	別記第九十一号の二様式	別記第九十二号様式	別記第九十二号の二様式	別記第九十三号様式	別記第九十三号の二様式

<p>第十條の二十四の申請書</p>	<p>別記第六十七号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面から第六面までによる書類並びに全体計画概要書並びに全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成した第一条の三第一項の表一の(i)項に掲げる図書のうち配置図（当該配置図に変更がある場合に限り。）</p>
<p>第十一条の二第一項略の届出</p>	<p>2 前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第五項又は第三条第二項若しくは第三項の申請書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>第十條の二十四の申請書</p>	<p>別記第九十四号様式</p>
<p>第十一条の二第一項略の届出</p>	<p>2 前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第三項又は第三条第二項若しくは第三項の申請書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。</p> <p>一・二 (略)</p>

(削除)

(フレキシブルディスクの構造等)

第十一条の四 前条第一項及び第二項のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二一一号（昭和六十一年）に適合する百三十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転密度一ラジアン当たり一万三千二百六十二磁束反転で記録するものに限る。）

二 日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第十一条の五 第十一条の三第一項のフレキシブルディスクへの記録は、国土交通大臣が定めるところにより、次の各号に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二一三号（昭和六十年）に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二四号（昭和六十三年）又は日本工業規格X六二二五号（平成二年）に規定する方式（国土交通大臣が定めるものを除く。）

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号（平成二年）に規定する方式

(削除)

2) 第十一条の三第二項のフレキシブルディスクへの記録は、国土交通大臣が定めるところにより、日本工業規格X四〇〇四号（平成元年）に規定する方式に従つてしなければならない。

（フレキシブルディスクのラベル）

第十一条の六 第十一条の三第一項及び第二項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二一一号（昭和六十一年）又は日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者の氏名
- 二 申請年月日

（書類の閲覧等）

第十一条の七 法第九十三条の二の規定により国土交通省令で定める書類は、別記第三号様式による建築計画概要書又は第十一条の三第一項若しくは第二項のフレキシブルディスクに記録されている当該建築計画概要書に明示すべき事項（当該フレキシブルディスクに記録されている事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記録されている場合にあつては、当該電子計算機に記録されている事項のうち当該建築計画概要書に明示すべき事項を含む。）を記載した書類（当該建築計画概要書に明示すべき事項のうち一部の事項が当該フレキシブルディスクに記録されている場合にあつては、当該フレキシブルディスクに記録されている当該一

（削除）

（書類の閲覧等）

第十一条の四 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、別記第三号様式による建築計画概要書、別記第十二号様式による築造計画概要書、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、別記第三十六号の三の二の様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書並びに全体計画概要書とする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用

いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書と
みなす。

部の事項（当該フレキシブルディスクに記録されている事項が特定行政
庁の使用に係る電子計算機に記録されている場合にあつては、当該電子
計算機に記録されている当該一部の事項を含む。）を記載した書類及び
当該一部の事項以外の事項を記載した建築計画概要書）及び別記第三十
七号様式による建築基準法令による処分の概要書（当該処分の概要書に
記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記録されている
場合にあつては当該電子計算機に記録されている事項のうち当該処分の
概要書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）とする。

2 | 法第八十八条第二項において準用する法第九十三条の二の規定により
国土交通省令で定める書類は、別記第十二号様式による築造計画概要書
又は第十一条の三第一項若しくは第二項のフレキシブルディスクに記録
されている当該築造計画概要書に明示すべき事項（当該フレキシブルデ
ィスクに記録されている事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記
録されている場合にあつては、当該電子計算機に記録されている事項の
うち当該築造計画概要書に明示すべき事項を含む。）を記載した書類（
当該築造計画概要書に明示すべき事項のうち一部の事項が当該フレキシ
ブルディスクに記録されている場合にあつては、当該フレキシブルディ
スクに記録されている当該一部の事項（当該フレキシブルディスクに記
録されている事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に記録されてい
る場合にあつては、当該電子計算機に記録されている当該一部の事項を
含む。）を記載した書類及び当該一部の事項以外の事項を記載した築造
計画概要書）及び別記第三十七号様式による建築基準法令による処分の

- 2| 特定行政庁は、前項の書類を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 3| 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

別表第二（第十一条の二の三関係）

令第七十条の認定に係る評価	令第七十九条第二項の認定に係る評価	令第七十九条第三項の認定に係る評価	令第八十条の認定に係る評価	令第八十一条の二の三関係	(イ)	(ロ)
					(略)	(略)
					床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
					床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
					床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
					床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百万円					

- 概要書とする。
- 3| 特定行政庁は、前二項の書類を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 4| 特定行政庁は、第一項及び第二項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

別表第二（第十一条の二の三関係）

令第七十条の認定に係る評価	令第七十九条第二項の認定に係る評価	令第七十九条第三項の認定に係る評価	令第八十条の認定に係る評価	令第八十一条の二の三関係	(イ)	(ロ)
					(略)	(略)
					床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
					床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
					床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
					床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百万円					

<p>令第百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価</p>	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円	
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円	
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円	
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十万円	
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円	
	<p>令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定に係る評価</p>		四十万円
	<p>令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る評価</p>	<p>加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合</p>	百十五万円
<p>加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合</p>	百十七万円		
<p>加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合</p>	百十九万円		

<p>令第百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価</p>	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円	
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円	
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円	
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十万円	
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十万円	
	<p>令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る評価</p>		百十五万円
	<p>加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合</p>	百十七万円	
<p>加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合</p>	百十九万円		

(略)

(略)

(略)

(略)